改定概要

部分的なICT活用工事を適用

【全面的なICT活用工事】

〇 施工プセスの全てにおいてICT施工技術を全面的に活用する工事

※従来の測量方法も可

3次元起工 測量[※]

3次元設計データ 作成 ICT建設機械に よる施工 3次元出来形管理 等の施工管理 3次元データの 納品

·見積徴収

·見積徴収

•ICT施工費用を計上

・共通仮設費、現場管理費を補正 (面管理を行った場合のみ)

【部分的なICT活用工事】

- 施工プロセスの各段階において部分的なICTを活用する簡易型ICT活用工事を新たに適用
- ただし、3次元設計データ作成及びICT建設機械による施工は必須とする。
- 3次元出来形管理等の施工管理を行う場合は、3次元データの納品を行う。

3次元起工

3次元設計データ 作成 ICT建設機械に よる施工 3次元出来形管理 等の施工管理 3次元データの 納品

ICT活用必須項目

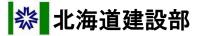
土工(関連施工工種)

· ICT法面工(吹付法枠工)を新たに追加

適 用 日

- 令和4年(2022年)4月1日以降公告を行う工事より適用

部分的なICT活用工事について



建設現場におけるICT活用の更なる普及促進を図るため、施工プロセスの一部でICTを活用する部分的なICT活用工事を、令 和4年度から試行。

※1 全面的なICTを活用した場合は、北海道請負工事施行成績評定 5 創意工夫「12.出来形又は品質の計測、管理図等に関する工夫」及び「14.ICT

【全面的なICT活用工事】

○ 施工プセスの全てにおいてICT施工技術を全面的に活用する工事



ICT活用必須項目

※従来の測量方法も可

3次元 起工測量※

3次元設計 データ作成 ICT建設機械に よる施工

3次元施工管理 (面管理)

3次元データ 納品

成績評定※1

創意工夫で2点

見積り(面計測)

(従来起工測量の場合は従来率)

見積り

ICT積算

共通仮設費、現場管理費を補正 (面管理を行った場合のみ)

(情報通信技術)を活用した情報化施工を取り入れた工事」の2項目で評価する。

【部分的なICT活用工事】(仮称)

- 施工プロセスの一部でICTを活用する部分的なICT活用工事(仮称)を新たに試行
- 〇 部分的なICT活用工事(仮称)では、3次元設計データ作成及びICT建設機械による施工を必須とする。

起工測量

3次元設計

見積り

ICT建設機械に よる施工

施工管理 (断面管理)

納品

成績評定※2※3

従来率

(面計測をおこなった

場合は見積り)

ICT積算

従来率

創意工夫で1点

- ※2 部分的なICTを活用した場合は、北海道請負工事施行成績評定 5 創意工夫「14.ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工を取り入れた工事」 の1項目で評価する。
- ※3 断面管理は、評価の対象としない。